

No	前面道路名	建築物の名称	建築物の位置	建築物の用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	安全性の評価(I, II, III)	耐震改修の予定		備考
								内容	実施時期	
1	主要地方道伊東修善寺線	—	伊東市広野 1丁目 4-19	住宅	2(2)	上部構造評点=0.16	I	-	-	
2	主要地方道伊東修善寺線	井原商店	伊東市南町 2丁目 1-21	住宅、店舗	2(2)	上部構造評点=0.05	I	-	-	
3	主要地方道伊東修善寺線	—	伊東市南町 2丁目 2-5	一戸建ての住宅	2(2)	上部構造評点=0.71	II	-	-	
4	主要地方道伊東修善寺線	—	伊東市広野 1丁目 3-23	一戸建ての住宅	2(2)	上部構造評点=0.18	I	-	-	
5	国道 135 号	—	伊東市大原 2丁目 3-26	住宅	2(2)	上部構造評点=0.12	I	-	-	
6	市道泉・城星線	—	伊東市岡 1349-83	一戸建ての住宅	2(2)	上部構造評点=0.24	I	-	-	
7	市道泉・城星線	—	伊東市岡 1349-82	一戸建ての住宅	2(2)	上部構造評点=0.28	I	-	-	

※以下に示す構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、震度 6 強から 7 に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度 5 強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。

I 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

II 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

III 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※「構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果」の欄に記載の Is/Iso に用いる Iso は、一律 Z(地域指標)=1.0、U(用途指標)=1.0 として算定した。

※「耐震診断の方法の名称」の欄に記載の数字は、附表の「耐震診断の方法の名称」の欄に記載の数字を示す。

＜補足＞建築物の名称に係る公表基準

- ・原則、建築物の名称は公表します。ただし、ビルの名称がない個人住宅やテナント名等は公表しません。
- ・一戸建て住宅以外の用途で、所有者様から建築物の名称について報告がなかったものは、市が住宅地図等で調べた名称を記載しています。

用語の定義

用語	定義
建築物の名称	所有者様からの報告に基づく名称に加えて、一般に公表されている名称（住宅地図などの情報）を含めて総合的に勘案したもの。
テナント	①賃貸契約により入居する事務所、店舗、倉庫等で、建築物の名称が定まらないもの。 ②複数の事務所や店舗等が入居する建築物で、建築物の名称が定まらないもの。 ①、②のいずれかに該当するもの⇒名称については公表対象外